

(公印省略)

教委体第2764号
令和5年2月13日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育庁体育保健課長

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

上記のことについて、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものであることから、その教育的意義に鑑み、卒業式におけるマスクの取扱いについて考慮する必要があります。

一方、本県においては、卒業式の期日以降に国公立大学中後期日程試験や県立学校の入試が予定されていること等の状況に鑑み、児童生徒等が感染不安を抱かず安心して式典に参加できるよう配慮する必要もあります。

つきましては、県教育委員会では、県立学校に対し別添（写）のとおり通知したので、その内容も踏まえ、適切な対応をお願いします。

【問い合わせ先】

学校保健・食育班 秋吉・村上・阿南
TEL 097-506-5636



教委体第2764号
令和5年2月13日

各県立学校長 殿

体育保健課長

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

上記について、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものであることから、その教育的意義に鑑み、卒業式におけるマスクの取扱いについて考慮する必要があります。

一方、本県においては、卒業式の期日以降に国公立大学中後期日程試験や県立学校の入試が予定されていること等の状況に鑑み、児童生徒等が感染不安を抱かず安心して式典に参加できるよう配慮する必要もあります。

については、卒業式におけるマスクの取扱いについて、下記のとおりとするので、貴校関係者に周知するとともに、適切に実施願います。

なお、年度内における卒業式以外の学校教育活動の実施に当たってのマスク着用の取扱いは、従来どおりです。

また、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方は、国の通知の通りですが、これらに関する留意点等は改めてお知らせする予定です。

記

- 1 児童生徒、教職員について、次の場面においてはマスクを外しても差し支えないこととする。
 - ・各場面（入退場、式辞等、卒業証書授与、送辞・答辞）において、個人やクラス等としてその当事者となっている児童生徒・教職員
（具体的な場面や範囲は、式典の内容に応じて各学校において設定する。）
- 2 児童生徒、教職員について、次の場面においてはマスクを着用する。
 - ・国歌・校歌等の斉唱や合唱等
 - ・卒業証書授与等、対面による近距離の発声を伴う場合の授与者
 - ・その他、上記1以外の場面
- 3 来賓や保護者等に対しては、祝辞を述べる時を除きマスクの着用を求める。
- 4 マスクの着用を希望する場合など、マスクの着脱を強制しない。
- 5 基礎疾患を有する児童生徒の有無など、学校の実情に応じてマスク着脱の場面を適切に判断する。

【担当】 学校保健・食育班 秋吉・村上・阿南
TEL 097-506-5636